

JIS B 9713-2:2004

機械類の安全性－機械類への常設接近手段－
第2部：作業用プラットフォーム及び通路

訂 正 票

位 置	誤	正
1.	…タイプB規格（グループ安全規格）…	… “グループ安全規格” …
	…タイプC規格（機械に関する個別規格）…	… “製品安全規格” …
2.	…ワーキンググループ（10. 参照）…	…ワーキンググループ（6. 参照）…
a)の次に新たにb)を追加		b) 労働安全衛生規則第2編（安全基準）第10章 通路，足場等
b)～i)の項目番号をc)～j)に変更	b) 労働安全衛生法第28条…	c) 労働安全衛生法第28条…
	c) 厚生労働省労働基準局長による…	d) 厚生労働省労働基準局長による…
	d) 建築基準法施行令第8章…	e) 建築基準法施行令第8章…
	e) EN 292-2:1991/A1:1995 1.6p.14～15	f) EN 292-2:1991/A1:1995 1.6p.14～15 安全要求事項
	f) 石油学会規格：JPI-7S-8-96…	g) 石油学会規格：JPI-7S-8-96…
	g) JIS S 1121 “アルミニウム合金製…	h) JIS S 1121 “アルミニウム合金製…
	h) 財団法人製品安全協会：住宅用…	i) 財団法人製品安全協会：住宅用…
	i) 財団法人製品安全協会：住宅用…	j) 財団法人製品安全協会：住宅用…
3.に文章と表を追加	<p style="text-align: center;">正</p> <p>特に，“機械に常設された通路幅は最小 600 mm” に関しては次の意見交換を行った。機械のとらえ方も，機械単体，昇降設備付帯した機械，機械作動域エリアを含めた機械，作業ロボットなどを含む複数機械群など多様であることを念頭におき，労働安全衛生法における“屋内における通路”“機械間等の通路”と，この規格における“機械類への常設接近手段としての作業用プラットフォーム及び通路”の用途の差異を考慮して800 mmを望ましいものとし，最小 600 mm とすることで特段問題はないと考えた。（解説表 1 参照）</p> <p>（解説表 1 はページ 2 に続く）</p>	
4.7		項目全文削除

解説表 1 労働安全衛生法とこの規格との対比表

	労働安全衛生法第2編第10章 通路, 足場等	この規格
用途等	第542条 (屋内における通路) 用途に応じた幅を有すること。 第544条 (機械間等の通路) 機械間又はこれらと他の設備と の間に設ける通路。	① JIS 標題 機械類への常設接近手段としての作業用プラットフォーム及び通路 ② 1. 適用範囲 昇降設備が必要なすべての機械に対して適用。機械の一部を構成する作業用プラットフォーム及び通路にも適用。 ③ 4.2.2 運転及び保全用の通路と作業用プラットフォームの内り長さとは、次の条件によって決めなければならない。
通路幅	第544条 幅 80 cm 以上のものとしなければならない。	4.2.2 通路の内り幅は最小 600 mm でなければならない。できれば 800 mm が望ましい。 通路の通常目的が、幾人かの人が同時通行したり横断したりすることである場合は、その幅は 1 000 mm に拡張されなければならない。 避難路として設計される場合の通路の幅は、適切な規制の要求を満たさなければならない。

訂正票とは、規格本体以外（解説ほか）に対する正誤を表します。

平成 16 年 6 月 1 日作成